

プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討

本資料の目的

- 2019 年 1 月 18 日に公表した企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準（案）」等（以下「本公開草案」という。）に対するコメントは 2019 年 4 月 5 日に締め切られ、25 通のコメント・レターが寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては、本公開草案の提案から変更した箇所がある。
- 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

公開草案の提案から変更を行った主な項目

- 本公開草案の公表以後、専門委員会及び企業会計基準委員会における審議によって、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
① 第三者から入手した相場価格の確認手続の例示（時価算定適用指針 ¹ 第 42 項）	第三者から入手した相場価格の確認手続の例示を記載。	左記に加え、記載した確認手続は例示であり、状況に応じて選択すること、また記載したもの以外の手続によることも考え得る旨を記載。	例示であることをより明確とするために修正したものであり、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。
② 第三者から入手した相場価格の利用の取扱いに関する例外措置（時価算定適用指針第 24 項及び 48 項）	例外措置の対象は次のデリバティブ取引とした。 (1) インプットである金利がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金	例外措置の対象は次のデリバティブ取引とした。 (1) インプットである金利がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金	為替予約と同様の性質を有する通貨スワップについては同様の取扱いとすることが整合的であることから変更したものであり、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

¹ 審議事項(3)-4 別紙 4 企業会計基準適用指針第●号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」

審議事項(3)-5

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
	利スワップ (2)インプットである 所定の通貨の先物為替 相場がその全期間にわ たって一般に公表され ており観察可能である 為替予約	利スワップ (2)インプットである 所定の通貨の先物為替 相場がその全期間にわ たって一般に公表され ており観察可能である 為替予約又は通貨スワ ップ	
③適用時期 (時価算定会 計基準 ² 第16 項)	本会計基準は、 <u>2020年</u> 4月1日以後開始する 連結会計年度及び事業 年度の期首から適用す る。また2021年3月 31日以後終了する連 結会計年度及び事業年 度の年度末に係る連結 財務諸表及び個別財務 諸表から適用すること ができる。	本会計基準は、 <u>2021年</u> 4月1日以後開始する 連結会計年度及び事業 年度の期首から適用す る。	本公開草案に対して、 十分な準備期間が必要 であるとの意見等、適 用時期を延期すべきと のコメントが多数聞か れたことを踏まえて適 用時期を変更するもの であり、公開草案を再 度公表する必要はない と考えられる。
④投資信託の 経過措置(時 価算定適用指 針第26項)	経過措置を適用した投 資信託について、次の 経過措置を設ける。 (1)時価の算定は、改正 の直前の金融商品実務 指針の取扱いを踏襲す る。 (2)便宜的な時価のレ ベルの分類を定め、時 価のレベルに関する注 記を求める。	経過措置を適用した投 資信託について、次の 経過措置を設ける。 (1)時価の算定は、改正 の直前の金融商品実務 指針 <u>第62項</u> の取扱い を踏襲することができ る。 (2)時価のレベルに関 する注記を <u>求めない</u> 。	本公開草案に対して、 便宜的な時価のレベル 分類は会計実務上の混 乱を生じさせるおそれ がある等、時価のレベ ルに関する注記を求め ることに反対するコメ ントが多数聞かれたこ とを踏まえて注記を不 要としたものであり、 公開草案を再度公表す る必要はないと考えら れる。
⑤民法上の組	組合等の構成資産が主	組合等について市場価	組合等の取扱いには一

² 審議事項(3)-4 別紙1 企業会計基準第●号「時価の算定に関する会計基準」

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
合等への出資金の取扱い (金融商品会計基準 ³ 第 19 項、時価算定適用指針第 27 項等)	に市場価格のない株式等である場合には、市場価格のない株式等を含める。	格のない株式等の範囲から除く。 時価算定適用指針第 27 項に定める投資信託の取扱いを改正する際に、組合等の時価の注記についても明らかにする。	定の検討を要するため、投資信託の取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとしたものであり、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。なお、取扱いを明らかにする際には公開草案を公表する予定である。

4. 上記の検討の結果、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以 上

³ 審議事項(3)-4 別紙 2 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」